

## 東京都中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト助成金交付要綱

(制定) 平成26年8月6日付26都環公総地第472号

(改定) 平成27年5月1日付27都環公総地第100号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が制定した、平成26年5月2日付26環都計第8号「東京都中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第5の3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が都の委託を受け事務を執行する中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 パフォーマンス契約 ESCO事業者が、顧客に対し省エネルギー効果を保証し、想定通りの省エネルギー効果が得られず顧客が損失を被るような場合にはESCO事業者がその補填を行う契約
- 二 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定により登録を受けている地球温暖化対策事業者
- 三 地球温暖化対策報告書 条例第8条の23第1項又は第2項に規定する地球温暖化対策報告書
- 四 カーボンレポート 東京都地球温暖化対策指針第2編第4 5に基づく東京都が地球温暖化対策報告書の提出データを基に作成した、テナントビルの環境性能等を示す書面

### (助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

- 一 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合（以下「協業組合」という。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合（以下「企

業組合」という。)をいう。以下同じ。)のうち、都内において中小テナントビルを所有し、省エネルギー設備を導入する者であって、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの(以下「特定中小企業者」という。)

ア 一の大企業(中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成会社を除く。以下同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

二 特定中小企業者以外の資本金10億円未満の会社のうち、都内において中小テナントビルを所有し、省エネルギー設備を導入する者であって、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの(以下「その他会社」という。)

ア 一の特定大企業(資本金10億円以上の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成会社を除く。以下同じ。)又はその役員が当該資本金10億円未満の会社の発行株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を有していること。

イ 複数の特定大企業又はその役員が、当該資本金10億円未満の会社の発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を有していること。

ウ 一の特定大企業の役員又は職員が、当該資本金10億円未満の会社の役員に総数の2分の1以上を兼務していること。

三 特定中小企業者又はその他会社と共同で本助成金の交付に係る申請を行おうとするリース事業者及びE S C O事業者のうち、次に掲げる要件に該当するもの

ア 助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、第10条第3項の本助成金の交付決定通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)の着手の日までに、第6条に定める助成事業の実施期限の日までの間継続するリース契約若しくは割賦販売契約又はパフォーマンス契約を共同で本助成金の交付に係る申請を行おうとする特定中小企業者又はその他会社と締結していること。

イ 前号に定める契約におけるリース料若しくは割賦販売価格又はサービス料について第8条に定める本助成金の額に相当する金額が減額されていること。

ウ E S C O事業者にあつては、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者の登録を受けていること。

2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象事業）

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 助成対象事業者が都内において所有する中小テナントビルにおいて、省エネルギーに資する高効率な設備又は機器を導入する事業であること。
- 二 LED照明設備を導入すること。
- 三 省エネルギー設備の導入後のベンチマーク評価がA2以上になることが見込まれること。ただし、省エネルギー設備の導入前のベンチマーク評価がA2以上である場合にあっては、省エネルギー設備の導入後のベンチマーク評価が向上することが見込まれること。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、公社が事業の実施に必要な経費であり適切な支出であると認めたものとする。

- 一 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）
  - 二 工事費（工事に要する費用をいう。ただし、設備費の2割の額を限度とする。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。
- 一 土地の取得及び賃借に要する経費
  - 二 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
  - 三 中古の設備機器に係る経費
  - 四 第10条第1項の規定による交付決定の日に既に設備又は機器の発注先が決定している経費
- 3 助成対象経費として申請のあった経費に助成事業者（第10条第3項の規定による本助成金の交付決定通知書を受領した者をいう。以下同じ。）の自社製品の調達分又は助成事業者に関係する者からの調達分が含まれる場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等を減じた経費を助成対象経費とするものとする。

（助成事業の実施期限）

第6条 助成事業の実施期限は、第21条第1項の規定による工事完了の届出を行った日

の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日とする。

(助成金交付先の募集)

第7条 本助成金の交付先については、公募により募集するものとする。

(助成金の額)

第8条 本助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内(2千万円を限度とする。)とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 本助成金の交付を受けようとする者は、交付申請までに、地球温暖化対策報告書を都に提出しなければならない。ただし、ここにいう地球温暖化対策報告書は、その提出期限が交付申請する年度の規則第5条の19第1項で定める期日であるものとする。

2 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書(第1号様式)、助成事業実施計画書(第2号様式)及び別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

なお、提出する部数については、別途、公社が定める。

3 前項の場合において、第3条第1項第3号に規定するリース事業者若しくはE S C O事業者又はその双方が、特定中小企業者又はその他会社と共同して本事業を実施しようとする場合は、前項の規定による提出(以下「交付申請」という。)は、共同実施者全員が共同で行わなければならないものとする。

4 交付申請は、助成対象事業者(特定中小企業者又はその他会社に限る。以下この項において同じ。)1事業者ごとに1事業所に導入した省エネルギー設備に係る申請を限度とし、同一の募集期間における同一の助成対象事業者からの複数の事業所に係る申請は認めないものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 公社は、交付申請を受けた場合は、当該申請の内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等のほか、別に定める審査会に諮り、募集する本助成金の総額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の決定において、本助成金の交付をすることとする場合にあっては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、交付の条件として、次に掲げる条件その他助成金の適正な交付を行うため必要と認める条件を付すものとする。

- 一 省エネルギー設備の導入後のベンチマーク評価が A2 以上になることが見込まれること。ただし、省エネルギー設備の導入前のベンチマーク評価が A2 以上である場合にあっては、省エネルギー設備の導入後のベンチマーク評価が向上することが見込まれること。
- 二 助成事業者は、助成事業を実施するための工事の契約並びに E S C O 事業者とのパフォーマンス契約又はリース事業者とのリース契約若しくは割賦販売の契約を当該工事の着手前に締結していること。ただし、当該工事の着手前に締結することが著しく困難な場合はこの限りではない。
- 三 助成事業者は、助成対象経費に関して重複して本助成金以外の一切の助成金又は補助金を受給してはならないこと。
- 四 助成事業者は、前条第3項の交付決定通知書受領後、都が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。また、本助成金の交付対象となった中小テナントビル（以下「助成ビル」という。）において必要事項を記載したカーボンレポートの掲示等を行うこと。
- 五 第9条第1項に定める場合のほか、助成事業者は、第6条に定める助成事業の実施期限の属する年度までの実績に基づく地球温暖化対策報告書について、都に毎年度継続して7月31日までに提出すること。
- 六 助成事業者は、第6条に定める助成事業の実施期限の日まで継続して、助成ビルにおける二酸化炭素排出状況を把握し、二酸化炭素の排出量の総量削減に資する設備機器の運用管理等を実施するなど、継続して二酸化炭素の排出量の総量削減に努めなければならないものとする。
- 七 助成事業者は、第6条に定める助成事業の実施期限の日まで継続して、都及び社が行う本事業の効果の分析に協力し、当該分析に必要な書類の提出及び現地調査等に応じなければならないものとする。
- 八 E S C O 事業者との共同申請により助成事業を実施する場合は、第6条に定める助成事業の実施期限の日まで継続してパフォーマンス契約の履行を確認するための報告書等を社に提出しなければならないものとする。

(契約等)

第12条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

(事業の開始に伴う届出)

第13条 助成事業者は、第10条第3項の交付決定通知書を受領した日から速やかに、助成事業に着手しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に着手した日から30日以内に、助成事業開始届(第5号様式)及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

なお、提出する部数については、別途、公社が定める。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第10条第1項による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第6号様式)を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第16条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

三 助成ビルにおける省エネルギー設備の導入前及び導入後のベンチマーク評価の内容を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更の承認をするものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、商号、住所、法人の場合における代表者の氏名等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、遅滞なく都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第19条 助成事業者は、第9条第2項の規定により提出した助成事業実施計画書又は第16条第1項の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第9号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第20条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(工事の完了の届出)

第21条 助成事業者は、助成対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（第11号様式）及び別表第3に掲げる書類（以下「工事完了届等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、提出する部数については、別途、公社が定める。

- 2 前項の規定による提出は、平成28年11月30日までに行わなければならない。ただし、都が実施する耐震化の推進に資する事業を本事業と併せて実施する場合は、平成29年11月30日までとする。

(助成金の額の確定)

第22条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び現地調査等により、当該助成事業の内容が第10条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と第10条第3項の交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)とのいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付)

第23条 助成事業者は、前条第1項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第13号様式)を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第24条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けた者(法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 五 その他法令又は条例に違反したとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

- 3 第1項の規定は、第22条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。



- 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。
- 5 公社は、第1項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る不正事由の内容を公表することができるものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (本助成金の返還)

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第15条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
  - 3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
  - 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第2項の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (違約加算金)

- 第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
  - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (延滞金)

- 第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第28条 公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

- 第29条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。
- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
  - 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第14号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。
  - 3 助成事業者は、前項の規定による交付された本助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを公社に返還しなければならない。
  - 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

- 第30条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項に掲げる書類を第21条第1項に規定する工事完了届を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から7年間保存しておかなければならない。

(省エネルギー診断)

第31条 助成事業者は、省エネルギー設備の導入が完了した日から1年を経過した日から別に定める期間までの間に、公社が都からの委託により実施する省エネルギー診断を受けなくてはならない。

(調査等)

第32条 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第33条 都及び公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(成果の公表)

第34条 公社は、助成ビルにおける省エネルギー設備の導入後の二酸化炭素の排出量の削減効果等に関して継続的な分析を行い、都に報告するものとする。

2 助成事業者は、都が前項の報告に基づき行う事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、都が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第35条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第36条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(平成26年8月6日付26都環公総地第472号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

別表第1（第9条関係）

	必要書類
1	導入する省エネルギー設備に係る改修機器図面等
2	導入する省エネルギー設備に係る参考見積書（発行後3か月以内のもの）
3	商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
4	決算報告書（直近3年分）
5	納税証明書（直近3年分）
6	省エネルギー設備を導入する中小テナントビルの建物登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
7	地球温暖化対策報告書提出書
8	パフォーマンス契約書案（ESCO事業者との共同申請の場合）
9	サービス料金計算書案（ESCO事業者との共同申請の場合）
10	リース（又は割賦販売の）契約書案（リース事業者との共同申請の場合）
11	リース料金（又は割賦販売価格）計算書案（リース事業者との共同申請の場合）
12	その他公社が必要と認める書類

備考

- 1 個人事業者の場合にあつては、3の商業登記簿謄本の代わりに開業届等とする。
- 2 協業組合又は企業組合の場合にあつては、3の商業登記簿謄本に、定款及び組合名簿を添付すること。
- 3 提出する部数については、別途、公社が定める。

別表第2（第13条関係）

	必要書類
1	工事契約書
2	工事契約見積書（3社以上）
3	パフォーマンス契約書（ESCO事業者との共同申請の場合）
4	リース（割賦販売の）契約書（リース事業者との共同申請の場合）
5	機器仕様書等
6	その他公社が必要と認める書類

備考

提出する部数については、別途、公社が定める。

別表第3（第21条関係）

	添付書類
1	更新設備しゅん工図
2	試運転結果報告書
3	工事完了写真
4	その他公社が必要と認める書類

提出する部数については、別途、公社が定める。